

諮問番号 令和7年諮問第1号
答申番号 令和7年答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人〇〇〇〇及び〇〇〇〇（以下、前者を「審査請求人甲」、後者を「審査請求人乙」、両者を合わせて「審査請求人ら」という。）の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 審査請求人甲は、令和〇年〇月〇日、税滞納者として港区長から国税徴収法（昭和34年法律第147号）第142条第1項及び第47条第1項の規定に基づき自宅の搜索並びに動産（以下「本件差押動産」という。）及び金銭の差押を受けた（以下、当該差押を「本件滞納処分」という。）。
- (2) 審査請求人甲は平成〇年〇月〇日に破産開始決定がなされた。
- (3) 本件滞納処分の原因となった債権は、破産開始決定後の租税債権であり、そして、破産財団に属する債権に係る物的な租税債権でもなく、劣後の破産債権であり、その租税債権としては破産手続に参加し、管財人の異議があれば異議を訴える手続を経て、破産手続から配当を受けるべきである。
- (4) 破産手続中は新たな滞納処分ができず、破産者の自由財産に滞納処分ができるのは、破産終結後である。
- (5) 審査請求人甲は所得税及び住民税を滞納したものであるが、その原因となった所得は配当所得であり、破産管財人が日本で管理する外国法人の剰余金につき日本で配当決議をし、株主である審査請求人甲の破産管財人として日本でこれを受領して日本にある破産財団に組み入れたことによる審査請求人甲の与り知らない所得であって、審査請求

人甲に対する租税債権は不存在である。

- (6) 破産管財人は、(5)の所得につき源泉徴収義務・特別徴収義務を負担し、所得税申告及びこれによる納税義務があるところ、これを怠ったのであるから、港区としては破産管財人の特別徴収義務違反を理由に破産管財人に対して滞納処分を実施しなければならない。
- (7) 差押された財産は審査請求人乙の所有動産であり滞納処分の対象とならない。しかもそれは差押禁止財産であり、既に返還されたものもあるが、「現に」(処分庁の弁明書に対する反論書の日付の令和〇年〇月〇日時点の趣旨と解される。)押さえられたままのものがある。
- (8) 審査請求人甲に対する違法な滞納処分により審査請求人乙の財産を差し押さえられたのであるから、当該租税債務を負担していない審査請求人乙も審査請求ができる。
- (9) 本件滞納処分に係る租税債権につき、破産者の自由財産に対して滞納処分ができるのは破産手続終結後のことである。

2 審査庁の主張(裁決についての考え方)

審理員意見書によると、本件租税債権は破産債権とはいえず、また、財団債権ともいえないから、破産手続から配当を受けるべき債権である旨及び破産手続中は新たな滞納処分ができず、破産者の自由財産に滞納処分ができるのは破産終結後である旨の審査請求人らの主張には理由がないとある。また、処分庁が差し押さえた動産はほとんどが高級ブランドの動産であるから、差押禁止財産にはあたらず、処分庁の差押え行為が不適法であるとは考え難いとある。

したがって、審理員意見書のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第45条第2項の規定に基づき、棄却すべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 認定事実について

- (1) 処分庁は、令和〇年〇月〇日、地方税法(昭和25年法律第226号)第319条、第319条の2及び第320条並びに港区特別区税条例(昭和39年港区条例第55号。以下「条例」という。)第27条の規定に基づき、審査請求人甲に対して、令和〇年度(令和〇年度相当分)の住民税に係る特別区民税・都民税税額決定納税

通知書（港区特別区税条例施行規則（昭和40年港区規則第2号。以下「規則」という。）第16号様式）を発送した。

- (2) 処分庁は、令和○年○月○日、港区特別区民税・都民税（以下「本件滞納住民税」という。）令和○年度第○期分について審査請求人甲からの納付がなかったため、審査請求人甲に対して、同期分に係る督促状兼納入書（規則第27号の2様式）を発送した。
- (3) 処分庁は、令和○年○月○日、本件滞納住民税の納付を催告するため、審査請求人甲の自宅を訪れたところ、同人から区役所に赴いて相談したい旨の要請を受け、了承した。
- (4) 令和○年○月○日、審査請求人甲及び代理人弁護士が区に来庁した。審査請求人甲は、平成○年中に開始された審査請求人甲の破産手続が継続中であること、本件滞納住民税が課税される根拠となった所得は破産管財人が財団債権を弁済するために換価したものであって、破産管財人がその所得の申告と納税義務を負うべきである旨を主張した。
- (5) 処分庁は、令和○年○月○日、国税徴収法第142条第1項に基づき、審査請求人らの自宅を捜索し、動産及び金銭を差し押さえた。
- (6) 処分庁は、令和○年○月○日、来庁した審査請求人ら及び公認会計士から、本件差押動産のうち一部は審査請求人甲のものではなく審査請求人乙に帰属するとして、「差押財産の返還請求書」に記載された押収動産の返還を求められた。
- (7) 処分庁は、事実確認の上、令和○年○月○日、審査請求人乙に帰属すると認定した一部の動産の差押えを解除し、審査請求人乙に引き渡し、同人からその署名した「差押財産の受領書」を受け取ったが、その内容は上記「差押財産の返還請求書」で返還を求めたものと一致している。

2 判断

- (1) 本件租税債権が破産手続から配当を受けるべき破産債権であるかどうかについて

審査請求人らの主張の主旨は、「本件滞納処分の原因となった債権は破産手続開始決定後の租税債権であり、租税債権として破産手続に参加し、管財人の異議があれば異議を訴える手続を経て、破産手続から配当を受けるべきである。」というものである。

よって検討するに、破産手続から配当を受けるべき破産債権とは、破産法（平成16年法律第75号）第2条第5号によれば、「破産者に対し破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権（第97条各号に掲げる債権を含む。）であって、財団債権に該当しないもの」であり、財団財産は、同法第148条第1項3号の規定にあるとおり、「破産手続開始前の原因に基づいて生じた租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権及び第97条第5号に掲げる請求権を除く。）であって、破産手続開始当時、まだ納期限の到来していないもの又は納期限から一年（その期間中に包括的禁止命令が発せられたことにより国税滞納処分をすることができない期間がある場合には、当該期間を除く。）を経過していないもの」とされる。財団債権は、破産債権に先立って破産管財人により弁済されることになる（破産法第151条）が、破産手続開始後の原因に基づいて生じた租税債権のうち「破産財団の管理、換価及び配当に関する費用の請求権」に該当するものである（破産法第148条第1項第2号）。財団債権は、一般的には、破産手続の遂行上破産財団の負担に帰すべき共同の利益のために生じた債務であるところから、破産債権の行使につき要求される諸手続を経ることを要せず、直接、破産管財人に対しその弁済を請求することができ、破産管財人は、破産手続とは別に、これを破産財団に属する財産から支払うこととして、財団債権を保護しているものと解せられている。

ところで、本件滞納住民税である港区特別区民税都民税の請求権は、破産手続開始後の原因に基づいて生じたものであることについては審査請求人も認めているところ、同請求権は破産手続開始後の原因に基づいて生じたもので財団債権ではなく、「破産財団に関して」破産手続開始後の原因に基づいて生じた破産債権ともいえないこと（審理員意見書の第3の2（1）においては、前者を「破産債権」、後者を「財団債権」と記載がされているが、誤記であると思われる。）、また、「破産財団の管理、換価及び配当に関する費用の請求権」（破産法第148条第1項第2号）に該当するものともいえないことは明らかである。

なお、審査請求人の主張には審査請求人甲に対する租税債権は不存在であるとの記載もあるが、これは他の主張と矛盾すると考えら

れるので上記処分庁の請求権の存在を前提としているものと理解する。仮に不存在の主張としても、課税処分と差押処分とは別個独立の手續であって、後行行為の争訟に当たって先行行為の違法を理由とするいわゆる違法性の承継は認められないから、課税処分の違法を理由として差押処分の取消しを求めることはできない（昭和60年9月10日国税不服審判所裁決）。

以上のとおり、本件租税債権は破産債権とはいえず、また、財団債権ともいえないから、破産手続から配当を受けるべき債権であるとの審査請求人の主張には理由がない。

- (2) 破産手続中は新たな滞納処分ができず、破産者の自由財産に滞納処分ができるのは破産終結後であるとの主張について

たしかに、破産法には、破産手続開始の決定があった場合に滞納処分ができない（第43条第1項）、免責申立てがあった場合に滞納処分ができない（第249条第1項）旨の規定があるところ、しかし、前者については「破産財団に属する財産に対する」滞納処分を禁止していること、後者については「破産者の財産に対する破産債権に基づく」滞納処分を禁じることが各規定に明文として規定されている。そして、(1)に述べたとおり、本件租税債権は破産債権とはいえず、また、財団債権ともいえないのであるから、審査請求人の主張は根拠がないと言わざるを得ない。

- (3) 港区としては破産管財人の特別徴収義務違反を理由に破産管財人に対して滞納処分を実施しなければならない、との主張について

この主張については、〇〇地方裁判所における、審査請求人甲被告とし、破産管財人を原告とする債務不存在確認請求事件（令和〇年（〇）第〇〇〇〇号）の判決（令和〇年〇月〇日）において否定されており、これについて異なる結論を導く事由がなく、本審査請求においても同旨とする。

- (4) 差押された財産は審査請求人乙の所有動産であり滞納処分の対象とならず、しかもそれは差押禁止財産であるとの主張について

処分庁が差し押さえた動産は、ルイ・ヴィトン、ブルガリ、グッチ、シャネル、フェラガモ、エルメス、カルティエ、アルマーニ等ほとんどが高級ブランドの動産、すなわち、カバン、ジャケット、スカーフ、ネックレス等の装身具・装飾品等であって（なかでもカ

バンは33個もある)、これらが「生活に欠くことができない」あるいは「最低限度の生活を維持するに必要な」衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具」(国税徴収法第75条第1項第1号)とは考え難い。

また、審査請求人乙は、平成○年度から平成○年度まで及び令和○年から令和○年度までの各特別区民税・都民税申告書に、その各前年度中の所得がなく、審査請求人甲の扶養又は援助を受けている旨申告していたのであるから、所得がなく他人に扶養あるいは援助されて経済的に余裕があるとはいえないと思われる審査請求人乙が上記のような高級品多数を所有していると差押えの場で即断するのは容易ではなく、逆に、審査請求人乙を扶養、援助するだけの余裕のある審査請求人甲のものと判断したことには無理からぬものがあり、その差押え行為が不適法であるとは考え難い。

(5) 審査請求人乙の所有動産が差押されたままであるとの主張について

審査請求人らは審査請求人乙の所有動産が差し押さえられたままである旨を述べているが、令和○年○月○日に審査請求人らからの請求に基づき審査請求人乙の所有財産を返還していること及び審査請求人らからこれに係る具体的な主張立証がないため、既に返還されていると考えられる。

3 結論

以上の次第であるから、法第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

- 1 令和○年○月○日 審査庁から諮問書の受付
- 2 令和○年○月○日 審査請求人らから主張書面を受領
- 3 令和○年○月○日 審査庁に対して資料提出を要求
- 4 令和○年○月○日 審査庁から資料を受領
- 5 令和○年○月○日 審査請求人らに対して主張書面提出を要求
- 6 令和○年○月○日 審査請求人らから主張書面を受領
- 7 令和○年○月○日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 審査会への諮問の適正性について

当審査会は、本件が、法第43条第1項各号に規定する諮問を要しない場合に該当するかどうかについて、当審査会への諮問が適当であると判断した。

2 調査権限の行使について

審査請求人らは、法第81条第3項において準用する法第76条の規定に基づき主張書面を提出した（上記第4の2）。当審査会は、当該主張書面に対する処分庁の主張を確認するため、法第74条の規定に基づき調査権限を行使し、審査庁に対して資料の提出を求めた（上記第4の3）。

これを受けて審査庁から資料の提出がなされたことから、そこに記載された処分庁の主張に対する審査請求人らの主張を確認するため、審査請求人らに対して主張書面の提出を求め、審査請求人らから書面提出がなされた（上記第4の4から6まで）。

3 審理手続の適正性について

当審査会は、本件において審理員による適正な審理手続が行われたものと認めた。

4 本件処分の適法性及び妥当性について

(1) 当審査会は、審査請求書、弁明書、審理員意見書等を踏まえ検討し、審理員意見書の判断は首肯できるものであるとの結論に至った。

(2) なお、審査請求人らは、令和○年○月○日付け「審理員意見書の内容に対する異義の申出書」において、審理員意見書における判断に対して異論を述べているため、必要な範囲で補足する。

ア 審査請求人らは、本件滞納処分の原因となった債権（本件租税債権）は、破産法第97条第4号がいう「破産財団に関して破産手続開始後の原因に基づいて生じた」ものであり破産債権に当たるから、処分庁による本件滞納処分は違法である旨主張する（上記申出書第1）。

本件租税債権が審査請求人甲に係る破産手続開始後の原因に基づいて生じたものであることについては、審査請求人ら及び処分庁の双方に争いはないものの、「破産財団に関して」生じた

ものであるとの点については以下のとおり理由がない。

本件と同じく破産法上の「破産財団に関して」という文言の解釈について争われた昭和43年10月8日最高裁判所第三小法廷判決においては、「所得税は、…一暦年内における各個人の財産、事業、勤労等による各種の所得を総合一本化した個人の総所得金額について、…これに対応する累進税率の適用によって総合的な担税力に適合した課税を行なうことを目的とした租税であって、所得源に応じて課税するようなことは、別段の定めのないかぎり、所得税法の予定しないところである。従って、納税者が破産宣告を受け、その総所得金額が破産財団に属する財産によるものと自由財産によるものに基づいて算定されるような場合においても、その課税の対象は、それらとは別個の破産者個人について存する前叙の総所得金額という抽象的な金額なのである。このように、所得税は、破産財団に関して生じた請求権とは認めがたいものなのであるから、破産財団に属する財産の譲渡所得に対応する所得税額を区分して確定することを可能であるとし、その所得税を財団債権として徴収できるものとする論旨は、到底肯認しがたい。」と判示されている。

当該判決は所得税についてのものであるが、住民税は、所得税と同様に個人の所得を総合した所得金額について課税されるものであるから、課税対象についての考え方は所得税と住民税で共通しているといえる。そのため、当該判決における所得税に係る考え方は、住民税についても採用できる。

現に、条例第16条第1項では「所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。」と規定され、同条第2項では「前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による同法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。」と規定されていることから分かつとおり、住民税における課税金額の算定に当たっては、所得税の考え方が用いられている。

以上を踏まえると、本件租税債権は、審査請求人甲の前年の所得という抽象的な金額を対象として課税された結果生じた債権であり、「破産財団に関して」生じた請求権とは認めがたい。

イ 審査請求人らは、本件差押動産は審査請求人甲に係る破産手続が開始される前から所有していた財産であり、破産財団に属するから、破産法第43条の規定により差押えが禁止されている財産に該当する旨の主張をしている（上記申出書第2の1）。

処分庁は、債権者集会の資料である財産目録で本件差押動産が破産財団に含まれていないことを確認した上で、本件滞納処分を行ったものであるが、この点について審査請求人らからは、就任後間もない破産管財人が第○回債権者集会で報告した財産目録に本件差押動産が記載されていないからといって、そのことにより同動産が自由財産であるとはいえない旨の主張がなされている（令和○年○月○日付け反論書面第1の4）。

しかし、処分庁が確認した財産目録は、審査請求人甲に係る破産手続が開始され、裁判所によって現在の破産管財人が選任されてから○年以上経過した令和○年○月○日付け債権者集会の資料であるため、破産管財人が就任から時期を経ない段階で作成したものとはいえない。さらに、審査請求人らから本件差押動産の所有の時期について証明する証拠資料等の提出もないのであるから、本件差押動産が破産財団に属すると認めるに足りる証拠はないといわざるを得ない。

ウ 以上から、審査請求人らによる上記主張には理由がなく認められない。

（3）結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

5 審査会の判断について

以上のことから、当審査会への諮問、審理員が行った審理手続及び本件滞納処分はいずれも適正、適法かつ妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

港区行政不服審査会

会長 面川 典子
委員 小澤 久仁男
委員 村田 彰子